

大分市報

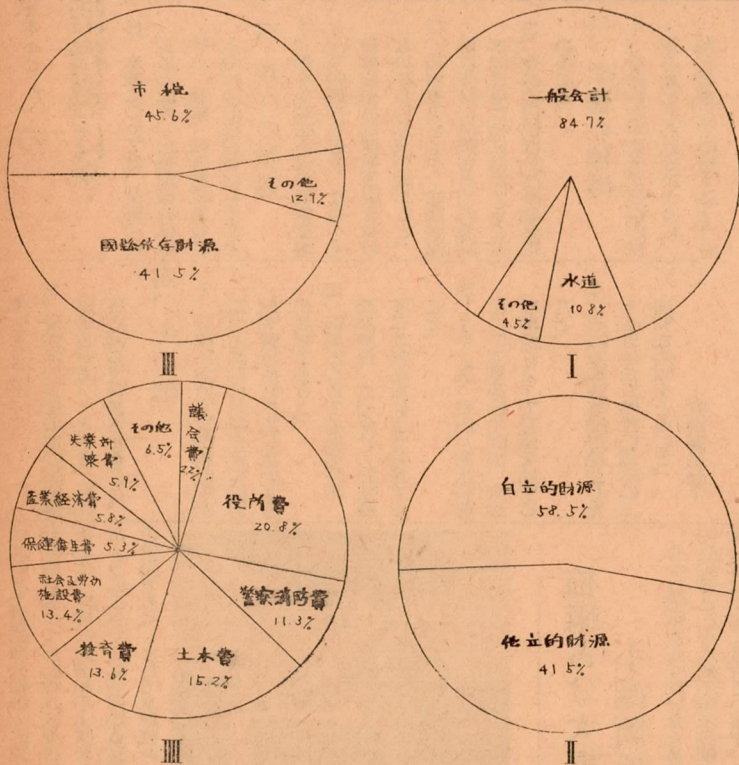
毎月1日16日発行
発行所 大分市役所
編集人 堀内 兼行
印刷所 K K 印刷

大分市の財政事情

昭和二十八年年度本市財政の実情を示し、後者は、億四千五百七拾は昨年九月末までは一般会計、特二万八千円で全体の四一、五%を別会計を合せて予算額五億六千八百四拾二万一千二百円でありました。が、年度末の本年三月末にはそれが六億九千八百八拾二万一千二百円に増加致しております。

一般会計についてその内訳を説明致しますと、予算額五億九千五百五拾六万七千七百円で予算総額に対する比率は八四、七%となっております。

(第一図参照) 猶、年間の増加率は当初予算四億四千四百九拾八万五千円に対して約三、八%の増加となっております。この増加の主な原因は消防庁舎の改築、教育施設の整備、市営住宅の新設、都市計画事業、保健衛生事業及び水害に伴う応急、復旧事業費等の支出の爲であります。(第四図参照)。この歳出財源の裏付けとなる収入につきましては、税収等の市立財源に依存するものと、国或は縣に依存するものとに大別することが出来ます。そうしてそれぞれの額及び比率は次の通りであります。即ち前者は三億四千五百八拾三万八千四百で全体の五八、五%



清掃法の實施

清掃は市民の義務
違反者には罰則を

- 一、各戸に必ずゴミ箱を置いてください。
- 二、下水の泥は交通の邪魔にならないよう、じやまにならないよう、に集めること。
- 三、業務其の他の事由で多量の汚物を生ずる場合、衛生的な方法で市長の指定した場所に運搬又は処分を命ぜらるゝこと。
- 四、浄化槽などの立入検査を正當な理由がなくて拒み又は遅延したとき。

三、ゴミは出来るだけ焼いて量を少なくすること。

四、自宅前の道路は自分で掃除し、街の美化に協力すること。

今までの「汚物掃除法」では汚物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にする清掃事業の能率的運営をするには十分だといふので、七月一日から制定せられた「清掃法」は、清潔保持と汚物処分は市街地居住者の義務とし、汚物を始末する方法や次のようなことをする(懲役又は罰金)が規定されています。

固定資産税の税率改正

1.6/100 から 1.5/100 へ

本年度固定資産税の税額は、評で差引調整致しました。税額の百分の一、六の税率によって年税額を算定し、これを四等分して第一期分の税額を納めて頂きましたが、今回税率の改正によって標準税率が百分の一、五にさがりましたので、本市においても本年度の固定資産税を改正税率の百分の一、五で計算し換えました。従って税率改正により税額のさがった分は、第二期以降の令書(課税課)

診断は無料、治療は実費家畜衛生週間にはじまる

最近梅雨、農繁、酷暑などで家畜、衛生上の悪条件が重なりますので、農務課では次の週間実施事項を挙げて家畜衛生管理の完備を期すると共に、大分地方家畜保健衛生所日岡家畜診療所、市内獣医師会協力を得て、無料診断と実費治療を実施することになりました。

- 一、期間 七月十九日より二十五日まで
- 二、実施事項
1、畜舎の大掃除
2、畜舎周囲の排出と整理
3、畜舎の通風
4、畜舎内外の消毒と殺虫
5、早期診療
三、集団診療

次の日程で治療だけは実費を感ずります。

日	時	場	所
七月二十三日	午前九時—午後四時	八幡人子授精所	中原家畜院
七月二十四日	午前九時—午後四時	薄尾出張所	推迫公民館
七月二十五日	午前九時—午後四時	東大分農協	日岡家畜診療所

榮養士がかわりました
退職榮養士 赤嶺弘子
新任 馬淵智子
今迄通り榮養指導の講習会など前任者に引継いで致すことになって居りますので、市の衛生課にその都度御申込下さい。(衛生課)

